

令和8年度「宗教法人格の不正利用対策のための普及啓発事業」業務 仕様書

令和8年4月10日
文化庁宗務課

1. 事業名

令和8年度「宗教法人格の不正利用対策のための普及啓発事業」業務

2. 目的

近年、宗教活動を目的としない第三者が、金銭等の利益を与えることにより宗教法人の代表役員の地位等を得る行為（宗教法人の売買に類似した行為、以下「宗教法人の売買」という。）を通じて宗教法人格を不正に取得し、脱税やマネー・ローンダリング等の違法行為に悪用する等の、宗教法人格の不正利用（以下「宗教法人格の不正利用」という。）につながるおそれがあることが指摘されている。実際、宗教法人格の不正利用を行った事案が報道されるとともに、インターネット上において、脱税等を目的とした宗教法人の売買を呼びかける仲介サイトがいくつも存在するなど、宗教法人格の不正利用のリスクは年々高まっている。宗教法人格の不正利用を放置すれば、宗教法人制度そのものに対する国民の信頼を損ねるだけでなく、社会全般への影響も計り知れないことから、その対策は喫緊の課題である。

このため文化庁では、宗教法人格の不正利用対策に取り組んでいるところであり、今後は、その成果等を効果的な普及啓発活動を通じて国民全般に周知することで、宗教法人の不正利用問題への認知度向上と不正利用の抑制を図ることを目的とする。

（参考）

文化庁ウェブサイト「宗教法人格の不正利用について」

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/93955602.html>

3. 訴求対象

国民全般

4. 訴求ポイント

宗教法人の売買を通じて宗教法人格が不正に利用される事例があること。宗教法人の売買が、違法行為や犯罪行為につながるおそれがあること。

5. 事業（委託契約）期間

契約締結日 ～ 令和9年3月26日（金）

6. 事業規模

事業規模は、27,275千円（税込）を上限とする。

7. 業務内容

（1）効果的な普及啓発計画の策定等

ア）策定等の内容

宗教法人格の不正利用に関する社会全体の正しい理解の浸透及び、宗教法人関係者への注意喚起を目的とした普及啓発活動を計画的・効果的に進めていくため、文化庁ウェブサイトや其他媒体等を活用した普及啓発計画（令和9年度以降の3～5カ年）を策定すること。各年度における具体の普及啓発活動については提案を求める。また提案する普及啓発活動ごとに所要額を示すこと。

イ）普及啓発計画の提案書式

Microsoft Word または Microsoft PowerPoint

ウ) 納品時期

令和8年7月上旬

(2) 社会全体に向けた普及啓発用ポスターの制作・配布

ア) 企画・制作

宗教法人格の不正利用のリスク及びその対策に関する社会全体の正しい理解の浸透を目的としたポスターとし、訴求力を高めるためキャラクターや著名人（タレント等）などを起用したものを提案すること。ポスターのデザイン・構成は、文化庁と協議の上、決定する。成果物は、関係機関への配布のみならず、文化庁ウェブサイトへの掲載（ダウンロード可）を前提とするものとする。

イ) 印刷

規格については次のとおりとする。数量については、現状の想定数から変更する可能性もあるため、文化庁の指示に従い、調整すること。

なお、効果的に訴求できるデザインを検討した結果、ポスターのサイズ形式を変更することも可とする。ただし、その場合でも必要数量は満たすものとする。

■ポスター（A3版）×1種類以上

- ・印刷方法 オフセット印刷（片面カラー）
- ・用紙 再生コート紙菊判 62.5kg
- ・サイズ A3版
- ・頁数 1頁
- ・数量 5,000部

(※) 受託者において、以下のウ) の發送先機関のほか、普及啓発等に効果的な發送先機関があれば、追加して發送先機関と数量を提案すること。

ウ) 梱包・發送

■發送先機関一覧

5,000部の發送先は、概ね以下のとおりとし、文化庁が想定している發送先については、文化庁において事前に希望数の調査をし、發送先の情報は提供するので、その指示に従うこと。

- ・都道府県 47か所
- ・宗教関係団体 約 80か所
- ・関係府省庁 約 10か所

(※) 受託者において、普及啓発等に効果的な發送先機関があれば、追加して發送先機関と数量を提案すること。

■梱包方法

發送先ごとに仕分けをし、送付状を發送先ごとに1部封入の上、梱包すること。ポスターについては、原則、折り目をつけずに梱包すること。

■發送方法

發送用梱包資材を用意した上、宛名シールに宛先・梱包内容・差出人等を明記し、發送物に貼付し、發送すること。また、發送中の事故等に備え必要に応じて保険をかける等、細心の注意を払い、發送後、發送業務が完了した旨を文化庁に報告すること。

エ) 成果物の納品

- ・ポスターPDFデータ
- ・ポスター画像データ
データ仕様：JPEG形式 H1080×W1920ピクセル
- ・ポスター配布後に生じた残部のポスター
- ・完成版ポスターに使用したすべての素材・編集データ

オ) 納品時期

令和8年10月下旬

カ) 使用期間

原則として、無期限とする。

(3) SNS や Youtube 掲載用ショート動画の作成

ア) 企画

宗教活動を目的としない第三者が、金銭等の利益を与えることにより宗教法人の代表役員の地位等を得る行為を通じて宗教法人格を不正に取得し、脱税やマネー・ローンダリング等の違法行為に悪用する等の、宗教法人格の不正利用という問題があることに関して、社会全体への周知・注意喚起を目的としたショート動画とし、企画内容は提案を求める。ただし企画内容は、文化庁と協議の上、決定すること。

イ) 制作

企画・構成に基づき、動画作成に必要な映像の制作に係る以下の業務を行うこと。

- ・資料・素材の収集、撮影
- ・肖像権や著作権に係る必要な手続
- ・出演者、協力者、撮影地への交渉・許可
- ・使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担・支払

ウ) 成果物の納品

成果物は、以下の要件・規格で納品すること。

【動画規格・本数】

尺：15～60 秒

アスペクト比：(1)一般的な YouTube 動画用の「16:9」

(2)ショート動画用の「9:16」

本数：(1)、(2)含めて6～8本

【納品形式】

- ・完成データ：動画本数×3形式 (WMV、MPEG4、MOV)
- ・クリーンデータ：動画本数×2形式 (WMV、MOV)
- ・DVD ディスク・・・1枚 (盤面印刷を含む。コピー可能なもの)
- ・Blu-ray ディスク・・・1枚 (盤面印刷を含む。コピー可能なもの)
- ・動画制作で使用した素材、編集データすべて
- ・各動画のサムネイル画像・・・動画本数分
- ・各動画のナレーション原稿、テロップ原稿

※ 後から多言語の字幕を付ける可能性も考慮して、制作すること。

エ) 発信・展開

文化庁のウェブサイト、公式 YouTube チャンネル、公式 Instagram アカウントに投稿すること以外で、訴求対象に最も効果的に届くような動画の活用・展開策があれば、提案すること。

なお、次の方法と同等以上の効果が得られると見込まれる方法がある場合は、その効果と内容、理由を明記し、具体的に提案すること。

■メディア広告 (例)

- ・Google 広告「YouTube TrueView」

動画投稿サイト「YouTube」のプラットフォームを活用し、訴求対象に効果的にリーチできるようにセグメントをした上で、少なくとも再生回数が50万回以上となるようにすること。

オ) 納品時期

令和8年10月下旬

カ) 使用期間

原則として、無期限とする。

(4) その他の普及啓発活動

ア) 文化庁ウェブサイト（不正利用対策部分）について、訴求力を高めるための画面全体のアップグレード／SEO／リスティング広告等の効果的な見直しについて提案（可能であれば実施も）すること。

イ) 上記①、②のほか、効果的な普及啓発広報活動（①、②以外の広報媒体でも可）があれば提案すること。

ウ) 納品時期

令和9年3月上旬

エ) 使用期間

原則として、無期限とする。

8. 留意点

- (1) キャラクター、著名人（タレント等）を起用するにあたっては、契約締結後に起用が不可とならないことを前提に、予め訴求テーマごとに適した、起用できる可能性の高い複数名の候補者を提案すること。なお、文化庁と協議の上、選定することとする。イメージキャラクターを起用した場合には起用時の広報事業へ与えるリスク及び長期的な広報期間内での活用に問題が無いかを考慮した上で事前に文化庁と協議の上、起用を行うこととする。なお、該当イメージキャラクターが不測の事態により起用が困難になった場合については速やかに代替手段の提案を行い、文化庁の指示を仰ぐこと。
- (2) 成果物に関して、ジェンダーバランスや各宗教団体に対するイメージなど、今日の様々なリスクに配慮すること。考え得るリスクに対してどのような配慮をして制作したのかが分かるよう、予めチェック項目を設けるなど、そのリスクチェックの方法について提示すること。

9. 知的財産権・著作権等

- (1) 受託者は、成果物（タレント等が出演するもの等を除く）に係る一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を文化庁に譲渡するものとする。また、受託者は、原則として文化庁に対し一切の著作者人格権及び実演家人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。
- (2) 受託者は、文化庁に対し、タレント等が出演する成果物に関し、原則として無期限で、政府の行う一切の広報活動に利用すること（第三者への許諾も含む。）を独占的に許諾する。
- (3) 受託者は前項の期間中、タレント等が出演する成果物を自ら利用し、又は第三者に許諾してはならない。
- (4) 第三者が権利を有する著作物（写真、映像、音楽等）を使用する場合には、受託者は原著作権者等の著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して一切の受託者において行うものとする。
- (5) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権、肖像権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら文化庁の責に帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

10. 二次利用

- (1) 政府関係機関及び地方公共団体への積極的な活用を考えているところであり、著作権等の扱いについては、特段の事由がない限り、「9. 知的財産権・著作権等」に記載されているとおりとする。
- (2) 本業務により作成した成果物については、基本的に文化庁ウェブサイト等に掲載するものとする。

- (3) 成果物の使用範囲は、上記のほか、原則として、政府関係機関及び地方公共団体が実施する広報とする。
- (4) 本業務の広告物に使用する目的で撮影したグラフィック素材（実際に広告物として使用した素材に限る。）については、本広報以外に、文化庁が本テーマに関連する広報を実施する場合に、文化庁の別途調達する媒体等でも活用できるようにする。

1.1. 実施体制

本業務を円滑に実施するため、必要かつ十分な人員を確保するとともに、適正な人員配置を行うこと。また、文化庁や検討会の委員との連絡調整が常時できる体制を整えるとともに、業務全体を統括する業務責任者（1名以上）を定めること。

事業の実施にあたっては、文化庁と定期的な報告（頻度は2週間に一度を目安とする。）を設け、協議の上実施するとともに、状況報告や情報の共有を求められた場合は速やかに対応すること。

(注) 文化庁との打合せ議事概要（電子媒体）については、各開催日より7日以内に納入すること。

受託者は、契約締結後、速やかに業務を開始するものとし、詳細な事業実施スケジュールを作成すること。なお、本事業については、社会情勢等に応じて、文化庁と協議の上、適切なタイミングで実施できるように調整し、提案すること。

1.2. 成果物及び納入期限

成果物	納入方法	納入期限
(1) 普及啓発計画（3カ年度分）	データ納品	令和8年7月上旬
(2) ①ポスター	データ納品（関連データも含む） ポスター残部は原本	令和8年10月下旬
(3) ②ショート動画	データ納品（関連データも含む） DVD ディスク Blu-ray ディスク	令和8年10月下旬
(4) ③その他の提案成果物	データ納品	令和9年3月上旬
業務完了報告書	データ納品	令和9年3月26日（金）
OOH（Out Of Home）広告等に掲載をした場合は、実施完了報告書及び掲出先の広告掲出証明書	原本	令和9年3月26日（金）

(注) 次の項目に関する内容を含んだ業務完了報告書を提出すること。

(i) 広報の概要、経緯、実施方法 (ii) 効果分析・評価 (iii) 分析、今後の課題等

(注) ショート動画の納品に当たっては、下記の再生環境等により正常な閲覧等が確認されたものとする。なお、これらの再生環境等が必要な場合は、受託者負担にて準備すること。

<正常な閲覧を確保する前提 OS 等>

- ・Internet Explorer（使用している Windows OS でサポートされる）最新版
- ・Mozilla Firefox 最新版
- ・Google Chrome 最新版
- ・Apple Safari 最新版
- ・iOS、Android の標準ブラウザ（レスポンシブ Web 技術による対応とするため、CSS3 Media Queries に対応したブラウザに限定する。）

1.3. 成果物の納入場所

東京都千代田区霞が関3-2-2 文化庁宗務課

(※) データ納品の場合は、文化庁が指定するオンラインストレージサービス（box）のフォルダへのアップロードによる納入とする。

1.4. 応札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応募者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、令和8年度「宗教法人格の不正利用対策のための普及啓発事業」業務技術審査委員会において行う。なお、総合評価落札方式にかかる評価基準は別添の令和8年度「宗教法人格の不正利用対策のための普及啓発事業」業務総合評価基準に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 業務の実施方針

1-1 業務内容の妥当性、独創性

- * 1-1-1 仕様書記載の業務内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の事業目的に即した効果的な独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕

1-2 企画内容の整合性、妥当性、独創性

- * 1-2-1 企画内容に関して、事業の目的及び趣旨との整合性がとれていること。
- * 1-2-2 企画内容や実施方法に創意工夫があり、効果的かつ独創性があること。
- * 1-2-3 本事業で得られる成果について、社会全体へ広く普及され、かつより高い成果を得られることが期待できること。〔企画内容や実施手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕

1-3 作業計画の妥当性、効率性

- * 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似業務の経験

- 2-1-1 過去に類似の事業を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

2-2 組織の事業実施能力

- * 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。
- 2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。
- * 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 業務に当たってのバックアップ体制

- 2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組み立てられていれば加点する。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似業務の経験

- 3-1-1 過去に類似の事業を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

3-2 業務従事予定者の事業内容に関する専門知識・適格性

- * 3-2-1 事業内容に関する知識・知見を有していること。
- 3-2-2 事業内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は次世代法に基づく一般事業主行動計画（令和7年4月1日以後の基準）策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していること（いずれかを応募者が選択するものとする※1）

5-1-1 入札者である中小企業※2等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 入札者である中小企業等が契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※2 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

15. 検査

受注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

16. 守秘義務

受注者は、本業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受注者は、本業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本業務以外に使用しないこと。

17. 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

18. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

- ・5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を比較する。
- ・5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表

(375)」の「A俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」を比較する。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

19. 再委託の取扱等について

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者（受注者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に再委託することはできない。
- (2) 受託者は、委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託することはできない。
- (3) 受託者は、本業務の一部を再委託する場合には、再委託した業務に伴う再委託先の行為について、文化庁に対しすべての責任を負うものとする。また、本業務の実施にあたり遵守すべき事項について、再委託先は受託者と同様の義務を負うものとする。
- (4) 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外の全ての費目においても、受注者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

20. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

21. その他

- (1) 契約締結後、受託者が本仕様書に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないと明らかに認められる場合は、その時点で契約を解除する場合がある。その場合、当該時点において完了していない業務の実施のために要した費用は受託者の負担とする。
- (2) 本業務における係争等は、国内法により協議・解決を行うこと。
- (3) 本業務の遂行に当たっては、業務の円滑な実施を図るため、文化庁と緊密な連絡をとるものとする。
- (4) この仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書について疑義が生じた場合は、文化庁と適宜協議を行うものとする。
- (5) 受託者が交代する場合、業務の引き継ぎを行う等、受託者は本業務に支障が生じないよう努めなければならない。